

## まちづくり推進検討委員会作業部会設置要綱

### 第1 設置

この要綱は、まちづくり推進検討委員会設置要綱第6条の規定にもとづき設置する作業部会に関し、必要な事項を定める。

### 第2 目的

作業部会は、中心市街地の賑わいづくりに必要な事業の有効性や効果を検証・評価するための社会実験に関する実施計画を策定する。

### 第3 組織

- 1 作業部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 2 部会員の構成及び運営は部会長に一任する。

### 第4 構成及び検討内容

- 1 設置目的を達成するため、下記の作業部会を設置する。ただし、必要に応じて合同部会を開催し、部会相互の連携を図るものとする。

A 「駅前広場を中心とした賑わいづくり」を検討テーマとする作業部会。

- 具体的な検討事業
- ① まちのコンシェルジュ事業
  - ② 駅広移動店舗活用事業
  - ③ 駅広朝市・夕市事業
  - ④ 駅広コンサート事業
  - ⑤ ウォーキングトレイル整備事業
  - ⑥ その他部会での検討事業

B 「商店街を中心とした賑わいづくり」を検討テーマとする作業部会。

- 具体的な検討事業
- ① 歩いて買い物や食事ができる商店街事業
  - ② まちなかサロン支援事業
  - ③ 連携型地産地消ショップ事業
  - ④ 街かどギャラリー事業
  - ⑤ 人・物・心を運ぶサービス事業
  - ⑥ 着地型観光事業
  - ⑦ その他部会での検討事業

- 2 策定する実施計画には、社会実験の目的及び内容とともに、事業の絞り込みに必要な評価基準を明確にするものとする。

### 第5 報告及び承認

活動内容について、随時、委員会に報告するとともに、策定した実施計画については、委員会の承認を受けるものとする。